

身体拘束等の適正化のための指針

看護小規模多機能ライフニティ石打/訪問看護ステーションライフニティ石打

看護小規模多機能ライフニティ石打及び訪問看護ステーションライフニティ石打（以下「当事業所」という。）における身体拘束適正化のための指針を、次のとおり定める。

1. 身体拘束適正化に関する考え方

（１）基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。

当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的 弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（２）身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

（３）拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性 ご利用者等ご本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

③一時性 身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の３要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（４）日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活を営むことができるように助言する。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(5) 情報開示本指針は、当施設内掲示場所に掲示・掲載するとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2 身体拘束適正化を図る体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。なお年4回のうち2回は「虐待防止検討委員会」と同時に開催する。開催は3ヶ月に1回の開催のほかに身体拘束の適否判断を緊急に要する場合の適宜開催（適時委員会）の2種類とする。尚委員会は定期・適時共に同一の主体(業務会議構成員)が行い、構成員などは変わらない。

(2) 委員会の設置目的

- ①事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 委員会の構成員

委員会の構成員は虐待防止検討委員が兼任する。なお、急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）は、委員会が開催できない事が想定されるため、各スタッフの意見を盛り込み委員を中心に検討する。

3、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ①やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- ②協議の上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者がご利用者等、及びご家族等に対する説明書(書式1)を作成する。
- ③身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シート（書式2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、ご本人、ご家族等に報告する。

4 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行う。

附 則 この指針は、令和6年3月1日より施行する。

参考 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」

（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録)

【記録 1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において必要最小限の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

記

- A 本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
 C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 場所、行為（部位・内容）	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日看護小規模多機能ライフニティ石打 管理者 富所 芳美 印
 訪問看護ステーションライフニティ石打 管理者 井上 奈保美 印
 記録者 印

(利用者・家族の利用欄)

上記の件について説明を受け、確認し、同意いたします。

令和 年 月 日 氏名 印
 (本人との続柄)

【記録 2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

[illegible]